

法人の新規口座開設時における基本的な対応方針

当 J A では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与や金融犯罪への対策の重要性が高まっていることを受け、新たに口座開設の申込みを行う法人について、次のとおり、当該法人(合同会社や任意団体等も含む)の実体、事業実態等を踏まえた審査を実施のうえ、口座開設に応じることとする。

なお、新たに口座開設の申込みを行う法人について、明らかに事業実態等に懸念がないと判断できる場合は、口座開設にかかわる一部の審査を省略できるものとする。

1 口座開設申込みの受付け対象となる法人

当 J A の事業エリア内（淡路市、洲本市）に「本社」、「営業所」等が存在する法人とする。

なお、当 J A の事業エリア内に「本社」、「営業所」等が存在しない法人については、原則、口座開設を謝絶する。

2 口座開設の審査に伴う確認事項

口座開設の審査に伴う確認事項は、次のとおりである。

なお、審査の過程で、法人の事業実態等に疑義が生じた場合、適宜、確認事項および確認書類を追加する。

主な確認事項	確認書類
法人の名称	登記事項証明書（発行後 6 か月以内）、印鑑証明書（発行後 6 か月以内）など
本店や主たる事務所の所在地	
法人の事業内容	登記事項証明書（発行後 6 か月以内）、定款など
代表者・取引担当者の氏名・住居・生年月日	運転免許証、マイナンバーカードなど
事業実態（追加書類）	事業に必要な行政庁の許認可証、会社案内（パンフレット等）、決算書類（新設法人であれば事業計画書等）、取引先への提案書、取引先との契約書など

(注) 「法人の名称」、「本店や主たる事務所の所在地」、「代表者・取引担当者の氏名・住居・生年月日」および「法人の事業内容」については、「取引時確認・疑わしい取引の届出事務手続」に基づき、徴求する確認書類と同様の書類である。

3 法人の口座開設にかかわる審査

法人による口座開設の申込み日より、2週間から1か月程度を審査期間の目安とし、確認書類による法人の事業内容等の確認結果、現地調査による所在地での事業実態の確認結果等を踏まえて、口座開設可否の審査を行うこととする。

以 上